鋼船規則

W編　船橋視界

規則

2009年　第1回 一部改正

2009年10月30日　　規則　第34号
2009年　6月24日　技術委員会 審議
2009年　7月28日　理事会 承認
2009年10月23日　国土交通大臣 認可

2009 年 10 月 30 日　 規則第 34 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

W 編 船橋視界

2 章　 船橋視界

2.1 船橋視界

2.1.6 として次の 1 条を加える。

2.1.6　 バラスト水交換時における船橋視界
バラスト水交換時の経過状態にあっては, **2.1.1** 及び **2.1.3** の規定に適合する必要はない。

附　則

1.　 この規則は，2010 年 7 月 1 日から施行する。

鋼船規則検査要領

W編　船橋視界

要

領

2009 年　第 1 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日　　達　第 53 号
2009 年　6 月 24 日　技術委員会 審議

2009 年 10 月 30 日　 達 第 53 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

W 編 船橋視界

W2 船橋視界

W2.1 船橋視界

W2.1.1 を次のように改める。

W2.1.1 海面の見通し

-1. 監視場所からの海面の見通しについて，図 **W2.1.1-1.**に示す。監視場所からの海面見通しを決定する際の目の位置は，甲板より 1,800*mm*，船橋の前面壁から 750*mm* 離れている場合を標準とする。（図 **W2.1.5-1.**参照）

-2. ~~航海中の~~次の**(1)**から**(4)**に掲げる一時的な喫水又はトリム状態~~であって，本会が適当と認めた場合~~においては，**規則 W 編 2.1.1** の適用を免除することができる。

(1) 入港するために一時的にバラスト状態を変える場合
(2) 入渠時
(3) 軽荷状態
(4) その他，本会が適当と認めた場合

附　則

1. この達は，2010 年 7 月 1 日から施行する。